

Title	明治二十五年・選挙干渉事件と立憲政治： 系統的指令説と暴発説をめぐって
Sub Title	Constitutional politics and the government's interference in the general election of 1892
Author	末木, 孝典(Sueki, Takanori)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2015
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.32, (2015. ), p.105- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20150000-0105">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20150000-0105</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治二十五年・選挙干渉事件と立憲政治

——系統的指令説と暴発説をめぐって——

末木 孝典

はじめに

第一次松方正義内閣は、第二議会の解散を受けて、明治二十五年二月十五日に実施された第二回衆議院議員選挙（以下、第二回総選挙）において、政府支持派議員の増加と民党の前議員の減少によって議会運営の安定化を図ろうとし、様々な形で選挙に干渉した。これにより各地で騒動が続発し、死傷者が多数出る結果となったが、政府支持派が議会の大勢を占めるには至らず、かえって第三議会は選挙干渉の責任問題で紛糾することとなった。これが、明治二十五年・選挙干渉事件である。

当該事件研究を概観すると、高橋雄豺氏が警察研究の一環として取り上げたことを嚆矢とする<sup>(1)</sup>。その後、自由民権運動研究の隆盛とともに、明治十年代の自由民権運動史の最終過程として選挙干渉事件が扱われるよう

になった。<sup>(2)</sup>これは、強引な干渉を行う政府の「選挙大干渉」に対する旧民権派たちの抵抗、異議申し立てが自由民権運動と類似の運動ととらえられたからであろう。<sup>(3)</sup>

その後、明治立憲制研究の立場から選挙干渉を初期議会期における一大事件としてとらえ、藩閥政府と議会との対立の一環としてどう評価するか議論が行われてきた。これまでに二つの有力な説が唱えられ、対立している。第一に、天皇の「良民の議員を望む」という意向を受けて、松方正義首相、品川弥二郎内相が地方官や藩閥関係者に干渉を命じたこととらえ、垂直的な指令を重視する坂野潤治氏による系統的指令説である。<sup>(4)</sup>第二に、天皇の意向は「一般的な希望の表明」にすぎず、政府の訓令、内論も投票誘導の容認と法律の範囲内での運動の指示であり、流血の事態は極度の政治的緊張の下、府県知事の出自・立場・信条や地域的政治状況が複合的に作用し、内務省の黙認を見越して知事が暴走した結果発生したとする佐々木隆氏による暴発説である。<sup>(5)</sup>

自由民権研究者が藩閥政府による民党弾圧としての選挙干渉を強調してきたのに対して、佐々木氏は藩閥研究の成果を生かし、松方、品川が知事の暴走を止めようとした形跡があり、流血の事態まで意図していなかった点を強調する。また、近年、富山県、<sup>(6)</sup>高知県、佐賀県と大木喬任の事例、政府の方針、言論規制、選挙干渉の有効性について、それぞれ論文が発表され、同研究は進展を見せている。<sup>(7)</sup>

また、明治天皇研究の観点からも、天皇が憲法上の統治権をどのようにとらえ、実際に干渉にどのように関わったかという点は重要な論点の一つとして扱われてきた。鳥海靖氏は、その点が研究の空白部分になっていると指摘し、<sup>(8)</sup>実際の政治運営では天皇は大権を自らの意思で能動的に行使することはほとんどなく、明治立憲制は権力の割拠性が特色であると結論づけている。<sup>(9)</sup>伊藤之雄氏は、天皇は伊藤博文らの影響を受けつつ、憲法によって自らの権力が限定されたことを理解して権力行使に抑制的にふるまった立憲君主であったと評価した。<sup>(10)</sup>

また、佐々木隆氏は、この時期の天皇が藩閥内や政府内の調整に意欲的であったのに対して、政府と議会の関係については介入せず基本的に政府に委ねていたと論じた<sup>(11)</sup>。これに対して、西川誠氏は、明治天皇の権力行使は存在し得たし、分野によって行使できる程度は異なっていたのではないかと違和感を表明した<sup>(12)</sup>。安田浩氏は干渉時の天皇の行動を「親政的権力行使」と位置づけている<sup>(13)</sup>。

本稿は、明治天皇、松方正義、品川弥二郎に注目し、系統的指令説と暴発説のいずれが選挙干渉の実態に近いのかについて、これまでの研究成果をふまえながら、新たに見いだした資料などをもとに考察していく。そして明治中期の藩閥政府による立憲政治体制において選挙干渉事件が含意することを改めて論じるものである。

## 一 明治天皇と第二回総選挙

### (一) 藩閥内対立の構図

従来、第一次松方内閣は不統一で度々内部対立が生じ、それは元勳が入閣していないことや松方首相に指導力がないことなどが原因であるとされた。松方を支えていたのは黒田清隆をはじめとする薩摩閥の人々であり、品川内相は山県有朋を、陸奥宗光農商務相は伊藤博文・井上馨らを後ろ盾としていたとされる。解散・総選挙に関しても意見が対立した。先行研究によると構図は次の通りとされている。選挙に関して強硬な姿勢を示したのは、相次ぐ解散によって民党優位の議会に打撃を与えようとする保守派（武断派）である。閣内では品川、高島鞆之助陸相、樺山資紀海相であり、元勳では山県、黒田が分類される。これに対して民党に融和的で干渉に批判的だったのが閣内では陸奥、後藤象二郎通相であり、元勳では伊藤、井上ら改革派（文治派）である。

伊藤之雄氏は、保守派は相次ぐ解散によって議会（憲法）を停止してもよいと考え、天皇は伊藤博文と同様に憲法停止を心配していることから改革派の立場に立ってたと主張する<sup>(14)</sup>。相次ぐ解散を覚悟する意見を連続解散論と呼ぶとすれば、保守派の「連続解散論」議会停止論「憲法停止論」と改革派の「憲法停止回避論」が対立しているとみている。

しかし、その見方は対立を単純化しすぎている感がある。例えば、山県を例に取れば、松方に対して解散を二、三回繰り返す覚悟を持つことを求めつつ、「若、一回之選挙に於て志誠着実、……実業主義を抱持する士民多数を得るに至れば、国家及び政府之大幸と存候<sup>(15)</sup>」と述べ、もし一回で望む結果になれば最善と伝えている。つまり、連続解散論はその中に一回で決着をつける論理を包含しており、第二回総選挙への干渉を肯定する論理へとつながることがわかる。しかも高橋秀直氏が指摘している通り、山県が憲法停止を主張した形跡はない<sup>(16)</sup>。また、山県有朋宛品川書簡で述べられている樺山の主張は「二度も三度も解散終に停止とまで論じ居候<sup>(17)</sup>」であり、停止論を語っているが、連続解散が憲法停止まで行き着くのであって、連続解散論と憲法停止論は同じ論理ではないことに留意すべきであろう<sup>(18)</sup>。

内務官僚都筑馨六は解散後の事態に対処する方法として、第一に解散に次ぐ解散、第二に自由党と改進黨への政権「城渡」、第三に憲法中止を挙げている<sup>(19)</sup>。ここでも連続解散と憲法停止は別に扱われている。伊東巳代治も解散に反対する陸奥宗光に対して、内閣総辞職をして民党に政権を明け渡すのかと迫り、自分は二度三度解散に至っても悔いはなく、やむを得ない場合には国家・憲法のため非常手段を断行せざるを得ないと語っている<sup>(20)</sup>。

都筑分類や伊東発言を参考にして当時の議論をまとめれば、解散後の展望は、(一) 民党への政権譲渡、(二)

表1 解散・総選挙をめぐる藩閥内対立の構図

(閣内)	伊藤 (陸奥)	天皇 (松方)	山県 (品川)	樺山 (樺山)
(一) 政権譲渡	×	×	×	×
(二) 憲法停止	×	×	×	○
(三) 連続解散	×	×	○	○
(四) 早期決着 (選挙干渉)	×	○	△	△
(五) 新党組織	○	×	×	×

記号凡例：○主張、△許容、×否定

憲法停止、(三) 連続解散、(四) 早期決着(選挙干渉)、(五) 新党組織となる(表1参照)。(一) から(三) は議会対策であり、(四)・(五) は第二回総選挙対策である。(一) は藩閥政治の終焉を意味しており、藩閥全体に回避すべきものと共有されていた。樺山や土方久元宮相に代表される強硬派は(三) から(二)への指向性をもっていた<sup>(21)</sup>。しかし、(二) は立憲政治の否定となる。解散・総選挙は藩閥体制の危機と立憲政治の危機の二重の危機であった。保守派と目される山県・品川の論理は(三)だが、選挙対策としては一回で決着がつ

くのであれば、それを目指す(四)を許容する傾向があったと見るべきであろう。そして、改革派と目される伊藤は松方内閣と距離を置き、最終的には(五)を目指した。

## (二) 明治天皇の立場

では、明治天皇はどのような立場を取ろうとしたのか。

第二議会が樺山海相の蛮勇演説で紛糾すると、第一次松方内閣は解散をめぐって動揺し議論が錯綜した。天皇は議会運営の行き詰まりに対して強い憂慮を示し、解散の決断を先延ばしにする松方首相に解散を督促した<sup>(22)</sup>。十二月二十五日に第二議会が解散され、井上毅によれば「解散に而大愉快位之連中多く」という周囲に危機感が薄い状況で、天皇は総選挙に対して再び憂慮を示し、二十一日は夜の食事後も「前途之事御疑問又御研思被遊候」と選挙に向けての懸念を強めていた<sup>(23)</sup>。天皇の指示を受けた徳大寺実則侍従長は、同日付で伊藤博文に以

下の内容の書簡を送り天皇の選挙に対する姿勢を示した。<sup>(24)</sup>

扱議員再選挙に就而は同一の議員を再選致候而は幾度も解散不祥の結果を生すべくやと深御憂慮被遊、松方大臣へも度々御沙汰相成、各地方官へも注意之儀内示有之候得共、将来良民の議員となる事を被為望候

天皇は同一議員が再選されれば解散を繰り返すこと（連続解散）になる点を憂慮し、「良民」が議員となることを望んでいたことがわかる。<sup>(25)</sup>この書簡をめくり、すでに見たように坂野潤治氏の系統的指令説と佐々木隆氏の暴発説が対立している。また、伊藤之雄氏は坂野氏の解釈を支持しながらも天皇の発意による選挙干渉を否定する。<sup>(26)</sup>

本稿では、徳大寺書簡中の「松方大臣へも度々御沙汰相成」という箇所注目したい。天皇が松方に伝えた内容によって天皇の選挙への姿勢がより明確になるからである。それを示す資料が、松方が品川に宛てた十二月二十八日付書簡である。<sup>(27)</sup>活字化された資料だが、管見の限りこれまでの研究では用いられていない。

陳者本日改選之手続細大奏上仕候処、精々今般之選挙尽力相成、良結果に至り候様再三御沙汰拝承仕候次第、実に恐縮罷在候。尚選挙之見込等内務大臣より言上可仕候旨も奏上仕置候間、何卒近日中御参朝之上細事御奏上被成下度奉頼上候。

これにより、天皇の「御沙汰」は松方に対して、今回の選挙にできるだけ尽力し「良結果」に至るよう求め

る内容であったことがわかる。恐縮した松方も品川から選挙の具体的な見込みを奏上させることを約束した。天皇の意向は明らかに「一般的な希望」の域を超えており、前の書簡と併せてみれば、天皇は政府に対して全力で民党前議員の再選を阻止し、議会運営の円滑化に必要な人数の「良民」を当選させるといふ具体的な成果まで求めていた。<sup>(28)</sup>つまり、天皇は立憲政治の否定（憲法停止）につながる恐れのある強硬派の連続解散論を避け、政党に対する疑念から伊藤博文の主張する新党組織は退け、解散後の総選挙一回で決着をつける早期解決策を望み松方内閣に実行を求めたのである。ただし、一度の選挙で良い結果を出すことを求めるのは、幾度もの解散・総選挙を経て民党勢力を削減させる連続解散論よりもむしろ難しい課題を突きつけたといえる。選挙干渉は、かかる難題への答えとして実施されたのである。藩閥による立憲政治体制を政党勢力に頼らずに維持するためにはその隘路しか残されていなかった。

先行研究の描いた構図とは異なり、天皇は選挙に関して早期決着を図る方針を主導的に打ち出し、山県ら保守派や樺山ら強硬派はそれを許容し、伊藤ら改革派とは対立する構図となった（表1参照）。総選挙対策について、天皇が山県に内奏を求めなかったことをもって山県よりも伊藤を信頼していたという説があるが、この構図では山県に下問する必要はなく、沈黙している伊藤の意向を確認するために内奏を求めたとみるべきだろう。天皇は二十五年一月、伊藤が山口から小田原に戻ると、七日侍従長を派遣して選挙対策を問うたが、このときの伊藤の回答は「何等考ふる所なし」であった。<sup>(30)</sup>その後、十三日になって伊藤は枢密院議長を辞職して政党を結成する意向を明らかにした。これに対して天皇や多くの藩閥政治家は反対し、結局伊藤新党構想は頓挫した。解散から総選挙にかけて伊藤は松方内閣と意図的に距離を置き、事態を憂慮する天皇の下問にも冷淡であり、この間の伊藤の役割を過大に評価することはできない。

さて、松方は第二議會解散前から逐一天皇に相談し、優柔不断が目立っていたが、解散後、天皇の早期決着を目指す強い姿勢が示されると、「総理は此度は大奮発にて断然仮面を脱し政府党として運動させ度」と明確な姿勢を取り始めた。<sup>(31)</sup> 前日に「二回三回之解散ハ好マヌコトナレども其覚悟」を示した品川も、天皇・松方からの明確な指示に接し、早期決着を受け入れた。<sup>(32)</sup> 品川は松方の指示に従い、土方宮相が「頻ニ内務大臣ヨリ報知有リ」と記した通り、天皇に選挙情勢を頻繁に報告した。<sup>(33)</sup> また、一大騒動となった高知や佐賀の情勢は、内務省から情報を得た侍従長らによって逐一天皇に報告された。<sup>(34)</sup>

さらに天皇は侍従を通じて知事・警視總監からも選挙の状況を報告させていた。一月十四日という比較的早い時期に、山田信道大阪府知事は「御下問ニ預り為」として、西四辻公業侍従に宛てて「各選挙区候補者競争ノ準備并其勢力比較概況」と題した報告書を送り、大阪の全選挙区の情勢を報告している。<sup>(35)</sup> 内容は「着実派」と「過激派」の候補名、有権者数、「得点概算」、備考で構成され、備考に詳細な選挙区情勢が記載されている。また、警視總監は徳大寺実則に宛てて東京府の票数を含めた選挙結果を報告している。<sup>(36)</sup>

つまり天皇は、公式の情勢報告とは別に、品川・内務省を介さないルートで地方からも「良結果」が得られるかどうかに関して詳細な報告をさせていたのである。これを見れば、選挙における天皇の主導的立場は明らかではないだろうか。

### (三) 選挙後の天皇

次に、選挙資金と選挙後の侍従派遣について取り上げたい。

まず、天皇と選挙資金の関わりについて取り上げる。<sup>(37)</sup> 解散前の十二月十九日、すでに松方首相は杉孫七郎に

内閣機密費二十万円の用立てを依頼していた<sup>(38)</sup>。杉は「金を以運動する事は先般各知事へ内訓請合候由」と知事へ内訓があったことを記している<sup>(39)</sup>。選挙運動費としては帝室費からの支出も検討されたが宮中関係者の反対があり断念され、東宮殿建築費として保管されていた内閣機密費から五十万円を支出した。さらに、松方や大木喬任文相ら閣僚は選挙対策に私財も投じた。これについては、選挙後天皇から選挙への尽力に報いるため松方に十万円が下付され、補填された形となった<sup>(40)</sup>。佐々木氏は、この下付金について、支出が選挙後であることを理由に天皇の選挙への役割は政府に対する精神的支援であると主張している<sup>(41)</sup>。伊藤之雄氏は、天皇は大枠では伊藤ら改革派を支持したが、山県や品川ら保守派の感情を宥める必要を感じてバランス感覚から下付したと解釈している<sup>(42)</sup>。しかし、既に述べたように、選挙に関して天皇は改革派とは距離を置いていることから、下付金は自らの指示通り選挙に尽力した閣僚に対する君主としての温情と解釈するのが適切であろう。

選挙後、天皇は選挙が激しく争われた地域を中心に「良民之不幸モ亦不少」と憂慮し、侍従を派遣した<sup>(43)</sup>。具体的には三月一日から北条氏恭を石川に、毛利左門を福岡・佐賀・高知にそれぞれ出張させ、選挙の顛末、政党の動静、選挙後の人民撫御の方法を視察させた。侍従は、選挙後も両派の軋轢が収まっていないうこと、特に高知の人民が行政官吏や警察官を旧敵の如く見ていることを報告した。毛利左門の「復申書」によれば、各県知事が東京出張中のため書記官や警部長から主に選挙中の動向とその後について聞き取りを行った<sup>(44)</sup>。佐賀では大木・副島種臣の周旋で知事が民党派郡長四人を更迭したこと、本願寺派の僧侶に説教させたことが形勢逆転につながったと考察し、警察が政府支持派を支援し、民党の演説会や懇親会を国家に害があるとして中止・解散させたことが報告されている。高知についても地方官・巡査が「順良忠実」な候補を推薦し、官吏も一個人の資格で動き、特に二区で片岡健吉の演説会を国民派が妨害したことが騒動の発端だと報告している。また、

「明治天皇御手許書類」には、「衆議院議員選挙ニ係ル騒乱（佐賀、高知）」という題名の簿冊が二つ存在し、佐賀の郷党会と同成会が提出した報告書類が含まれている。<sup>(45)</sup>

このように、天皇は選挙後に閣僚の投じた私財を補填し、選挙中から情報を得ていた騒乱地域に侍従を派遣して人心の状況を把握させ、鎮撫の方法を探らせた。これらの行動は、内閣に選挙に対する尽力と良い結果を求める指示を出した君主の動きとして矛盾するところなく、一貫性がみられる。

以上のことから、総選挙への尽力により議会運営の早期円滑化を求めた天皇の決意は並々ならぬものであったことがわかる。その意向を松方・品川は地方に伝え、選挙で政府支持派候補を支援し、民党議員を落選させ、議会運営を有利にすることを目指した。品川に至っては、前日まで連続解散論を主張していたにも拘わらず、その後は天皇の求める「良結果」を実現するため選挙対策に全力を挙げた。

## 二 松方・品川の指示と府県知事の対応

### (一) 解散上奏文

十二月二十五日、内閣は天皇に衆議院の解散を上奏し、天皇は憲法第七条にもとづき解散を命じた。上奏文には、第二議会で議会が内閣提出の予算案などに協力しないことが挙げられ、「臣等躬重責に当り国事を以て此の如き議会の賛画に託するハ国家の昌運臣民の福利と相容れざることを信ず<sup>(46)</sup>」と、議会が国家の発展を妨げているとする解散理由が書かれている。

これを受けて、各地で知事が解散の意味を喧伝し始める。京都においては、北垣国道知事が上奏文を取り上

げ、議会在「国運の發達に於て慎重の顧念を欠き維新以来進歩の事業及国家経綸上必要なる急務に排斥の意を表する等国家の昌運人民の福利と相容れざる」ことを広く伝えるため、大臣上奏書を印刷し、郡吏員、町村吏員、学校教員、諸会社、農会組合、選挙権者に配布した<sup>(47)</sup>。つまり、解散は議会の民党が「国家の昌運人民の福利」に反するために行われたことであると広めようとした。また埼玉でも知事が解散の意味について「虚言浮説」が「民心を惑乱」するのを防ぐために、大臣上奏書の趣旨を「貫徹」させ、人民に「国民の大義を誤らしめざる様精々尽力せらるへし」と各郡長に内訓で命じた<sup>(48)</sup>。高知では調所広丈知事が、県吏に向けて以下の内容の訓示を行った<sup>(49)</sup>。

民党を以て国家を破壊するものと認め、且つ 陛下の解散を命し玉ひし前議会の民党员を再選するは 陛下の聖旨を体せざるものなり。尚ほ強て之を再選するものは国賊なり朝敵なり……苟も職を現政府に奉するものは予と雖とも身命を抛て民党議員の再選を妨害すべし。一個人資格の名義を以て運動するには官吏と雖とも敢て法律上差支なき次第なり。

これにより、民党の前議員を選ぶ者は「国賊」、「朝敵」扱いされ、県吏は民党議員の再選阻止を命じられたこと、県吏が「一個人資格」で選挙運動することは「法律上差支なき」こととの指示があったことがわかる。以上のことから、各地の知事は、解散は天皇の指示で民党の前議員を落選させるために行うという説明をしていた。表現は「国賊」などと過激だが、民党議員の再選を憂慮する天皇の意向に沿った訓示であったことは確かである。つまり天皇の意向が松方、品川を經由して地方の府県知事に正確に伝わっている点は重要である。

(二) 解散後の訓令

解散後に出された内務大臣の訓令は、明治二十四年十二月二十五日と翌年二月三日に出された二通である。<sup>(50)</sup> いずれも選挙に際して警察の取締りを強化させる一般的な内容であり、実際に先行研究ではそのように解釈されている。<sup>(51)</sup>

まず、解散当日の訓令をみると、後半部分に「又議員選挙等に関し自然法律命令に違反する等の所為あるに於ては毫も仮借する所なく嚴重の処置を為し以て安寧秩序を保持することを務めらるへし」とある。念頭にあったのは、「秩序安寧を紊乱」する民党候補のみに対する取締り処置であつたと推測される。実際に、佐賀県では警察署長名の通達で「毫も仮借することなく『法律の範囲内に於て』嚴然たる所置を執行し彼等をして運動の余地なからしむる様致度」と警察官に命令が出ている。すなわち、訓令を受け取った側は、民党候補の選挙運動の余地をなくすために「仮借することなく」、「法律の範囲内」で「嚴然たる処置」をとることができるという認識をもったのである。<sup>(53)</sup>

二月に入り、各地の選挙競争が激化し始めた。品川は次のように松方に伝えた。<sup>(54)</sup>

高知、大阪、富山等血を見せはじめ、今日より十五日間は、寒中に血花を散らす事も候半と憂慮仕候、行掛り、万不得止事と存候、今日迄は、存外に各府県ともに静穩に経過仕候

品川は流血の選挙騒動を憂慮しながらも「行掛り」からやむを得ないことと認識し、存外に静穩と述べてい

る。従来、「官民激突はある程度既定の事実と考えていた節がある」と解釈されてきたが、なぜ「既定の事実」なのかについては何も説明されてこなかった。<sup>(55)</sup> これまで看過されてきたが、品川が流血事態を憂慮した上で事態を存外に静穏とみるのは、より激しい流血騒動が発生してもおかしくない状況であったことを示している。それほどのやむを得ない「行掛り」とは、これまで述べてきた通り、天皇の意向でこの選挙一回で決着をつけなければならなくなったことと推測される。つまり、激しい干渉がなければ民党の議席を奪うことは容易ではないことを認識していたと解釈すべきである。<sup>(56)</sup>

かかる状況をふまえて二月三日、内務大臣から各府県に再び訓令が出された。以下の通り、再度の取締り強化を命じた内容にみえる。<sup>(57)</sup>

此際一層警察の注意を周到にし予防の取締を厳密にし万一殺傷等の事件を生ずるときは直ちに其犯人を逮捕する様厳重取締注意せらるへし

しかし、高知では、訓令の内容とは異なる措置が内相自身によって執られている。高知二区は国民派と自由派の勢力が均衡していたため、警官、壮士が加わって暴動が拡大していた。一月二十九日、農商務省管轄の小林区署に暴徒が乱入し、川島亨一郎署長と親族二名が重傷を負う事件が発生した。この事件を受けて、二月四日、陸奥農商務相は内務省に対して署員の安全確保を要請したが、品川は党派に関係していないことを取締強化の条件として挙げ、積極的に治安回復を図ろうとしなかった。<sup>(58)</sup> 結局、陸奥は高知大林区署長に対して署員の選挙への関与を戒める指令を出した上で再度品川に安全確保を求めた。品川はこれに応じたのであるが、その

対応は民党支持者に対しては安全を保証しないと受け取れるものであり、三日に自らが発した「嚴重取締」とはほど遠い対応であった。

しかも、三日の訓令を受けて園田安賢警視總監が各警察署長に出した訓令は、以下の内容であった。<sup>(59)</sup>

不逞の徒は此際機に乘し如何なる不穩の企を為し或は危険なる行為を計るもの万無きを保し難し各署長に在りては……尚ほ充分視察を遂げ苟も国家に害を謀るものある時は未発に之を防制し得る様精々注意せらるへし

先の解散当日と同様、一般的な内容に見える内相の訓令を受けて出された警視總監の訓令は、「国家に害を謀るもの」の行為を「未発に防制」するよう注意する内容になっている。秩序を乱す過激派、すなわち民党側が取締り強化の対象として認識されている。地方の現場においては内相の公式の訓令を文字通りには受け取っていないことがわかる。

### (三) 松方・品川内論

<sup>(60)</sup>公に出された訓令二通以外に、明治二十四年十二月二十八日には内相から知事へ親展書による命令も出された。新聞報道によれば、その内容は「成るべく厳正中正不偏不党の名士を選挙せしむることに注意し且つ従来政党に関係深き官吏は断然免職せしむること」であった。<sup>(61)</sup>各地で知事が民党派郡長に代えて選挙干渉に積極的な人物を次々と起用したのは、この指示を実行したことがわかる。当時福井県知事であった牧野伸顕の回想に

も、「なるべく中正の人物を挙げるように尽力して貰いたいとの大体の希望を、熱意を込めて慫慂された」とあり、中正の人物を選出するように指示がなされた。<sup>(62)</sup> 品川自身、八月八日、遊説先の熊本において「弥二は時の内務大臣として総選挙には力を尽して破壊主義者の議員に選まれさらん事を計れり」と明言した。<sup>(63)</sup> また、九州遊説後の品川に対して自由党員が選挙干渉を問い質したとき、品川は「時の内務大臣弥二は地方長官に向け夫々訓令したり此干渉したることは自分は当然と思ふなり」と答えたという。<sup>(64)</sup> 九州遊説中に品川が干渉を公言したことは知られているが、知事に対してそれぞれ訓令したということは、府県によって訓令の内容が異なっていた可能性を示している。注目すべきは、親展書の日付が、第二章で紹介した松方が品川に選挙状況について天皇に奏上することを求めた日と同日ということである。つまり、選挙干渉に関して、天皇から松方、品川を経由し、府県知事へと指示が垂直的に降りていくことを示している。

松方も天皇の指示に従って知事に直接内論を送っている。佐々木隆氏は、地方官から松方に宛てた書簡の分析により、松方と品川の内論について、「松方内論は地方長官に政府支持議員が新議院で多数を占めるよう投票誘導の努力を求めたもの、品川内論は同趣旨の下に細部を指示したもの」と位置づけている。<sup>(65)</sup> 佐々木氏の見解を検討するため、両内論の内容について改めて検討し、その後、内論を受けた知事の行動について考察したい。

まず、内容に関して、永峰弥吉宮崎県知事は、「御内訓之次第も有之、生等平生之志操勃興奮発、可及的尽力周旋仕候、……不案内之生地ニ御座候間、万々不行届之義不少候……深ク恐懼痛心罷在候」と述べ、さらに「今度ハ特ニ親書ヲ賜候、付而は、一層興起仕候義ニ御座候」と松方に伝えている。<sup>(66)</sup> 両内論を読み、「志操」が「勃興奮発」、「興起」し、失敗を「恐懼」するということであれば、限定的に「投票誘導の努力」を命じたもの

とは通常考えられない。また、船越衛宮城県知事は、松方からの二十七日付「御願書」を二十九日に受け取り、解散については「縷々ノ尊命」を謹んで承り、「如貴命、内務大臣よりも、厚御訓示有之、於拙生も、乍不及、兼而、覚悟罷存候得ハ、十分注意仕居候」と述べた。そして、選挙区の現状を伝えた後、「右両区之競争ハ、尤甚シカルベク奉存候、其他も、改自相合シテ、一方ト競争致候に付、寸時も油断ハ不仕、精々、注意ヲ加へ、目的可相達奉存候間、其段ハ、御安意被下度候」と述べた。<sup>(67)</sup>

これにより、首相、内相からの内論が知事に対して地方の状況を報告させ、選挙に覚悟をもって注意し、油断せず目的を達するようという内容であったことが読み取れる。

また、選挙長として選挙に干渉した高知県高岡郡長・中摩速衛の次の述懐は、品川内論の内容にふれている。<sup>(68)</sup>

内務大臣の命令で政府党たる国民派の候補を当選せしむべく勧誘に干渉に全力を尽せとの内命があり、私は知事から沢山の金を渡された。それで私はその金を撒いて投票の買収に取りかゝり郡書記はもちろん警察当局と協力してドシドシ金を使つた。所が匹夫婦女子に至るまで一人として金を受取る者が無いのみならず、金だと云えば却て激昂して反対の熱が高まるので全く手のつけようがなくなった。そこでやむを得ず腕力に訴え警官等をして乱暴を働かせ到る所に怪我人をつくつた。

中摩によれば、品川内論は政府支持派当選のために勧誘と干渉に全力を尽くせという内容であった。勧誘については投票誘導と解釈できるが、干渉も指示に含まれていることは重要である。中摩も最初は金による投票買収による運動を行ったが、逆効果となり批判され、最後は腕力で押し切ろうとしたという干渉に至る順序が

明らかである。

以上のことから、両内論は、勧誘のみならず干渉によつて選挙の目的である政府支持派当選を、覚悟をもつて実現するよう強く働きかけたと解釈するのが自然であろう。

#### (四) 府県知事の対応

次に、内論を受けた知事の対応について考察する。佐々木氏は、高知県の調所広丈知事を例にとつて、干渉に熱心な知事は両内論に対して従順ではなかったと述べている。ここでは、実際の調所知事の行動を考察したい。

調所知事は選挙期間の早い段階から「種々ノ事情ニカラマレ、複雑ノ境遇」に置かれ、危機的事態を鎮静化する力をすでに持っていなかった。<sup>(69)</sup>かかる状況で、調所は二月六日、松方に書簡を送り、「御命令通り法律ノ範圍内ニ於テ運動可仕候間、御承知可被下候、併、民党ハ県庁カ法律外之事ヲスルト云ヒテ、陥イレント、様々手段ヲ尽シ居候」と、自由派の「示威運動」や「大勢喧噪徘徊」<sup>(70)</sup>による攻撃や干渉中止の申し入れなどを理由にして、「撰挙終リ次第、直ニ依頼免官」<sup>(71)</sup>することを懇願した。しかし選挙後、調所はその希望に反し留任となった。その後、選挙干渉の更迭人事により、鳥取県知事に転任となったが、より治めやすい愛知県知事への転任を松方首相に次のように懇願した。<sup>(72)</sup>

広丈ハ廿二年六月、閣下并ニ黒田伯閣下トノ御嚴命ニ依リ、高知県ヘ任命仕リ、不及ナカラ微力ヲ尽シ、有名之難県、兎ヤ角平穩ニ纏メ……其間度々転任之懇願ハ仕候得共、御許容無之、終ニ今日之結果ト罷成

り候事ニ有之、其四年間ノ間、他地方ニ更迭ノ好場所も有之候得共、一度も恩命ニ讓シ無之候事ニ付、今度幸ヒニ愛知県ニ好地方有之候事ニ付、何卒右場所へ転任仕候様、被成下度、其迄度々懇願仕候事情御酌量被下候ハ、決シテ、無謂、願意トモ思召被下間敷……

これにより、調所が選挙以前から何度も治めやすい場所への転任を希望していたこと、松方と黒田の厳命に従って有名な「難県」をまとめてきた自分の転任希望は言われなきものとは見なしていないことがわかる。<sup>(73)</sup>

この件に関して、佐々木氏は、松方の指示が「法律の厳守―干渉の停止」であり、調所は「事態を積極的に鎮静化する意思は無く」、知事辞意表明は「開き直り」で、「過度の忠誠に奔った」ととらえている。<sup>(74)</sup>そして、この解釈は開き直った知事が政府の意向を無視した独自判断の末に暴走し、流血の事態を引き起こしたという暴発説の根拠となっている。しかし、調所をめぐる一連の転任騒動をみれば、調所は松方の指示通り、県吏に法律の範囲内で一個人の資格をもって民党議員を落選させるよう訓令を出したが、それが干渉と受け取られ、難治県である高知の激しい選挙戦の中で事態を收拾する力を失い、失意のうちに治めやすい県への転出を懇願したと解釈するのが自然だろう。

また、佐々木氏の暴発説は、松方や品川が法令遵守や治安維持を命令したにも拘わらず流血の事態に至った理由として、死傷者が多く出た十府県の知事に薩摩閥、古参地方官が多く、「彼らが内務省の黙過を見越して干渉に奔った可能性」を挙げている。<sup>(75)</sup>佐々木説を支持する飯塚一幸氏も、流血の事態と各府県での干渉のバラツキの原因として知事が干渉を仕切り責任を負うしくみだったことを挙げている。<sup>(76)</sup>

この主張の当否を明らかにするため数量的に検討したい。まず、府県知事を属性で二つに分ける。第一に藩

表2 府県別議席変化と知事の属性

	府県	定数	第2回		第1回		増減		知事氏名	記号	出身
			着実	過激	着実	過激	差	割合			
1	佐賀県	4	4	0	0	4	4	100.0	樺山資雄	薩	薩摩
2	富山県	5	5	0	1	4	4	80.0	森山 茂		奈良
3	石川県	6	5	1	1	5	4	66.7	岩山・武井		薩・姫路
4	鳥取県	3	3	0	1	2	2	66.7	西村亮吉		土佐
5	徳島県	5	4	1	1	4	3	60.0	関 義臣		福井
6	岐阜県	7	7	0	3	4	4	57.1	小崎利準	古	三重
7	鹿児島県	7	4	3	0	7	4	57.1	山内堤雲	黒	幕臣
8	山形県	6	6	0	3	3	3	50.0	長谷部辰連	黒	福井
9	高知県	4	2	2	0	4	2	50.0	調所広丈	黒	薩摩
10	長崎県	7	5	2	2	5	3	42.9	中野健明		佐賀
11	岩手県	5	4	1	2	3	2	40.0	服部一三	長	長州
12	宮崎県	3	2	1	1	2	1	33.3	永峰弥吉		幕臣
13	三重県	7	4	3	2	5	2	28.6	成川尚義	古	上総
14	青森県	4	1	3	0	4	1	25.0	佐和 正		仙台
15	福井県	4	1	3	0	4	1	25.0	牧野伸顕	薩	薩摩
16	滋賀県	5	4	1	3	2	1	20.0	大越 亨		福島
17	大阪府	10	9	1	7	3	2	20.0	山田信道	古	熊本
18	兵庫県	12	3	9	1	11	2	16.7	周布公平	長	長州
19	京都府	7	6	1	5	2	1	14.3	北垣国道	古	鳥取
20	福岡県	9	8	1	7	2	1	11.1	安場保和	古	熊本
21	東京府	12	8	4	7	5	1	8.3	富田鉄之助		仙台
22	山口県	7	7	0	7	0	0	0.0	原 保太郎		京都
23	和歌山県	5	5	0	5	0	0	0.0	千田・沖		薩・鳥取
24	奈良県	4	4	0	4	0	0	0.0	小牧昌業	黒	薩摩
25	熊本県	8	7	1	7	1	0	0.0	松平正直	古	福井
26	島根県	6	5	1	5	1	0	0.0	篠崎五郎	薩	薩摩
27	広島県	10	8	2	8	2	0	0.0	鍋島 幹		佐賀
28	宮城県	5	4	1	4	1	0	0.0	船越 衛	古	広島
29	岡山県	8	4	4	4	4	0	0.0	石阪高雅		米沢
30	長野県	8	3	5	3	5	0	0.0	浅田徳則		京都
31	新潟県	13	2	11	2	11	0	0.0	籠手田安定		長崎
32	栃木県	5	0	5	0	5	0	0.0	折田平内	黒	薩摩
33	千葉県	9	1	8	2	7	-1	-11.1	藤島正健	黒	熊本
34	茨城県	8	3	5	4	4	-1	-12.5	石井省一郎		岩手
35	埼玉県	8	2	6	3	5	-1	-12.5	久保田貫一		兵庫
36	愛媛県	7	0	7	1	6	-1	-14.3	勝間田稔	長	長州
37	大分県	6	3	3	4	2	-1	-16.7	岩崎小二郎	黒	長崎
38	秋田県	5	1	4	2	3	-1	-20.0	鈴木大亮	黒	仙台
39	香川県	5	1	4	2	3	-1	-20.0	谷森真男		東京
40	福島県	7	3	4	5	2	-2	-28.6	渡辺 清		長崎
41	神奈川県	7	0	7	2	5	-2	-28.6	内海忠勝	古	長州
42	山梨県	3	2	1	3	0	-1	-33.3	中島錫胤		徳島
43	愛知県	11	6	5	10	1	-4	-36.4	千田貞暁	薩	薩摩
44	静岡県	8	1	7	4	4	-3	-37.5	時任為基	黒	薩摩
45	群馬県	5	1	4	3	2	-2	-40.0	中村元雄	黒	大分
		300	168	132	141	159	+27				

記号凡例：薩（薩摩出身）、長（長州出身）、古（古参地方官）、黒（黒田系官僚）、松（松方系官僚）。

注：当選者の分類、数字は「衆議院総選挙議員候補者名簿」（「品川弥二郎文書」）にもとづく。「着実」は政府支持派、「過激」は民党を指している。

閥の危機から自発的に干渉に乗り出す可能性が高い薩長出身者、黒田・松方系官僚、古参地方官の知事計二十五名<sup>(77)</sup>、第二にそれ以外二十名とする<sup>(78)</sup>。そして、干渉成功と失敗のそれぞれに第一属性の知事が占める割合を比べてみる。暴発説が正しければ、第一属性の知事は成功に多く失敗に少ないはずである。第一回総選挙から第二回総選挙にかけての政府派議員の増減を府県別に定数に占める割合で順位づけし、成功は割合がプラスの府県と増減なし（政府派が優位）とし、失敗はマイナスの府県と増減なし（民党が優位）とする。その結果、表2の通り、第一属性の知事は成功二十八人のうち十六人（五十七%）、失敗十六人のうち九人（五十六%）となった<sup>(79)</sup>。その差はほとんどない。

つまり、自発的に干渉に乗り出す可能性の高い知事とそうではない知事とで成否に差がないのであるから、薩長・古参地方官などの知事の属性では府県ごとの選挙結果の違いを説明できない<sup>(80)</sup>。したがって、佐々木氏の暴発説については、先述の調所の「開き直り」と合わせ、実態に合わないことは明らかである。また、この結果は全国的に干渉が行われたということも示しており、知事に天皇からの命令が伝わり実行されたことの傍証となる。

## おわりに

本稿で明らかにしたことをまとめ、立憲政治との関連について考察したい。

まず、解散・総選挙をめぐる藩閥内の対立について、従来の研究はその構図を単純化しすぎていた。実際には五つの議論が存在し、解散・総選挙は藩閥体制と立憲体制の二重の危機であると認識されていた。また品川

弥二郎や山県有朋が憲法停止論を主張していたという事実はなく、彼らの連続解散論には一回で決着をつける論理が内包されていた。

そして、議会運営の行き詰まりを憂慮した明治天皇は、解散決定から閣内の主導権を握り、松方に直接、今回の総選挙で尽力し政府にとって良い結果を出すよう指示した。解散前後に選挙一回で決着をつける案を示した政治家はおらず、天皇主導の政治関与であった。指示を受けて、松方は品川内相に対して選挙の見込みを天皇に奏上するよう促した。前日まで連続解散論を唱えていた品川は、指示を受け一度の総選挙で結果を出すために動き始め、府県知事に対して勧誘と干渉という選挙対策を具体的に指示し、天皇に選挙情勢を随時報告した。品川は内務大臣として、天皇の明確な指示に従い選挙に成果を出す責任と治安を維持する責任との間で板挟みになっていた。流血の事態を「憂慮」しながら「行掛り、万不得止事」と述べた言葉はまさにそれを象徴している。また、二度も取締りを厳格にするよう府県知事に求める訓令を出しながら、自らそれを破るような対応をしたこともその現れである。民党候補を落選させることの困難さを知る品川は、最終的には嚴重取締りによる治安維持よりも天皇の求める選挙の成果を優先することを選ばざるを得なかった。

府県知事も、天皇が求める選挙への尽力・成果と松方・品川が求める治安維持・法令遵守との間で板挟みになった。公式の訓令が力をもたず現場で無視されたのは、一部の知事が独自判断で暴走したのではなく、より高次の命令者である天皇に従っていたためである。そして法令を遵守したのでは到底成果を得られない地域では過度に干渉がなされ、反発した民党との間で衝突が起き、流血の事態にまで発展した。特に暴発説によって、知事暴走の根拠となる「開き直り」の態度と解釈されてきた高知県調所知事の辞意表明は、実は無力感と失意の転任希望であり、最も困難な状況における最も深い苦悩の現れであった。また、干渉は知事の薩長出身・

古参地方官などの属性には関係なく全国で行われ、過度な干渉も天皇の結果を求める命令に応じる行動として正当化されうるのであるから、流血の事態の発端は天皇の指示にあるといえるだろう。よって暴発説は成り立たない。

以上のように、選挙干渉は天皇の指示を発端とし系統的指令にもとづいて行われた。天皇が選挙時に特定勢力の当選あるいは落選を求めると自体が選挙に対する干渉であるといえる。ただし、天皇は「干渉せよ」と直接述べたわけではないため、内容として干渉指示であったのかは検討の余地がある。坂野潤治氏は、天皇が選挙干渉を「命じたにひとしい」と実質的意味において干渉指示ととらえ、佐々木隆氏は、具体的方策に踏み込まなければ干渉指示とはみなさない立場である。<sup>(82)</sup> 本稿では天皇が連続解散論を憂慮したことを重視したい。すなわち、天皇は議会で優勢な民党勢力の段階的削減ではなく、一度の選挙で政府支持派優勢に逆転させ早期に決着をつける決断を下したのである。これは通常の方法では実現困難であり、既に述べたように現場では過度な干渉から流血の事態が引き起こされている。したがって具体的方策に踏み込まずとも干渉指示ととらえる方が妥当だろう。以上のことから、学説対立に関しては坂野氏の系統的指令説に軍配が上がる。

また、本稿では第二回総選挙に対する天皇の一貫した積極的姿勢を明らかにした。これをみれば、佐々木氏や伊藤氏が唱えてきた、明治立憲制の当初から権力を抑制的に行使する立憲君主としての天皇を強調する評価は修正の必要があるのではないか。選挙干渉における天皇の政治関与は、基本的には立憲体制において受動的君主である天皇が、危機に際して能動的に命令を発した重要な事例とみる方が妥当であろう。<sup>(83)</sup> その主導的姿勢と結果としての流血の惨事は、干渉から距離を置き新党結成を主張した伊藤博文の発言力を強め、立憲主義的政治運営が定着する一つの要因となった可能性がある。<sup>(84)</sup>

結論として、明治二十五年・選挙干渉事件とは、連続解散を憂慮し早期決着を目指す明治天皇によって一度の選挙で議会運営を円滑化できる結果を出すことを命じられた松方・品川や全国の知事が、治安維持や法令遵守との間で板挟みになりながら、最終的に天皇の命令を優先させたために各地で騒乱が起きた事件である。また、立憲体制確立後において明治天皇が能動的に権力を行使した重要な実例である。

注

- (1) 高橋雄豺『明治警察史研究』三（令文社、昭和三十八年、二〇九―三四〇頁）。
- (2) 例えば、安在邦夫『自由民権運動史への招待』（吉田書店、平成二十四年）は、通史における終着点を選挙干渉事件にしている。
- (3) 「選挙大干渉百年全国集会報告集」『高知県立自由民権記念館紀要』三、平成五年十二月。
- (4) 坂野潤治『大系日本の歴史一三・近代日本の出発』（小学館ライブラリー、平成五年、一三二―頁）。同「明治天皇の選挙干渉——伝記と議会議事録を読む」『歴史の読み方』七（朝日新聞社、平成元年、二五一―二六頁）。また、鳥海靖『藩閥対民党——第一回総選挙』第四回帝国議会（内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議会議史録』一、第一法規出版、平成三年、一一四―一六頁）は、天皇の意向が影響したことを取り上げ、意向を伝えられた品川内相が過剰反応を示し、強硬な民党対策を求めた内務官僚らが地方官に選挙干渉を命令したと解釈している。
- (5) 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、平成四年）。同「明治天皇と立憲政治」（福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館、平成五年、三一六―三二八頁）。飯塚一幸氏の「初期議会と民党」（明治維新史学会編『講座明治維新五・立憲制と帝国への道』有志舎、平成二十四年、六七頁）は佐々木説を支持している。最近では、五百旗頭薫氏も佐々木氏の見解を踏襲し「松方・品川らは政府系勢力の議席拡大に熱心であったが、そこまでの

選挙干渉を考えていたわけではなく、一部の知事が品川の訓令を過剰に解釈して暴走したことが惨事を招いた」と解釈しているが、「政府は容赦ない選挙干渉を行った」という記述もあり、容赦ない「政府」とそこまでの干渉を考えると「松方・品川ら」との矛盾については説明がない（『岩波講座・日本歴史』一六・近現代二、岩波書店、平成二十六年、一〇二頁）。

(6) 末木孝典「明治二十五年・選挙干渉事件の一考察——富山県第四区の場合」『法学政治学論究』五五、平成十四年十二月。なお、最近、村上博「明治二五年における富山県砺波郡の衆議院議員選挙関係訴訟（上・下）」（『法律論叢』八五―八六、八六一―、平成二十五年三月、七月）が発表されたが、新たな論点・事実は見当たらない。

(7) 末木孝典「明治二十五年・選挙干渉事件の一考察——高知県第二区の場合」『法学政治学論究』五九、平成十五年十二月。同「明治二十五年・選挙干渉事件における当選訴訟——高知県第二区の場合」『法学政治学論究』七一、平成十八年十二月。同「明治二十五年・選挙干渉事件と大木喬任——佐賀県を事例として」『近代日本研究』二八、平成二十四年二月。同「第2回衆議院議員選挙における政府の方針」『選挙学会紀要』三、平成十六年十二月。同「明治二十五年・選挙干渉事件における言論規制」『近代日本研究』二六、平成二十二年二月。同「第2回衆議院議員選挙の結果と議会運営——選挙干渉の有効性分析」『選挙研究』二六―二七、平成二十二年十二月。

(8) 鳥海靖『日本近代史講義——明治立憲制の形成とその理念』（東京大学出版会、昭和六十三年、二六頁）。

(9) 同前書、二七〇―二七一頁。

(10) 伊藤之雄「明治天皇——むら雲を吹く秋風にはれそめて」（ミネルヴァ書房、平成十八年）。

(11) 前掲「明治天皇と立憲政治」三三五―三三六頁。

(12) 西川誠「明治天皇の大日本帝国」（講談社、平成二十三年、一六一―一八頁）。ただし、西川氏も選挙干渉については現場の暴走という見方である（二六二頁）。

(13) 安田浩『天皇の政治史——睦仁・嘉仁・裕仁の時代』（青木書店、平成十年、一一三頁）。

- (14) 伊藤之雄『立憲国家の確立と伊藤博文——内政と外交一八八九—一八九八』（吉川弘文館、平成十一年、八六頁）。
- (15) 明治二十四年十二月二十六日付松方正義宛山県有朋書簡（松方峰雄・兵藤徹編『松方正義関係文書』九、大東文化大学東洋研究所、昭和六十三年、一三八頁）。なお、佐々木隆氏はこの書簡を引用し、山県が総選挙で持論の温和派育成論を述べていると紹介しているが、連続解散からの関連で仮定の話をしていることを示していない（前掲『藩閥政府と立憲政治』二〇二頁）。
- (16) 高橋秀直「書評・伊藤之雄著『立憲国家の確立と伊藤博文』」（『日本史研究』四六二、平成十三年二月、一四〇頁）。なお、高橋氏は、憲法停止論は保守派の一部が一時的に唱えたに過ぎず、伊藤博文だけでなく藩閥勢力の大部分は立憲制の定着を目標としていたと述べている。妥当な見方であろう。
- (17) 三月五日付山県有朋宛品川弥二郎書簡（尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』二、山川出版社、平成十八年、二〇〇—二〇一頁）。
- (18) 伊藤之雄氏はこの書簡を引用しているにも拘わらず、樺山の連続解散からの憲法停止論を品川も解散直後から方針としていたと主張し、樺山と品川を同じグループに入れて（前掲『立憲国家の確立と伊藤博文』九四頁）。しかし、品川が憲法停止論まで述べている資料は管見の限り見当たらない。
- (19) 明治二十五年一月二十日付品川弥二郎宛都筑馨六書簡（『品川弥二郎文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- (20) 十二月二十七日付伊藤博文宛伊東巳代治書簡（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一、塙書房、昭和四十九年、一七三頁）。
- (21) 土方は高知県の情勢をふまえ、「最早小兒に名力<sup>マカ</sup>は不可与、憲法も議会も断然中止」と述べた（一月二十九日付品川弥二郎宛土方久元書簡、尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』六、山川出版社、平成十五年、五六頁）。
- (22) 十二月二十四日付伊藤博文宛井上毅書簡（前掲『伊藤博文関係文書』一、昭和四十八年、四三三頁）。前掲「明治

天皇と立憲政治」三一五頁。

(23) 十二月二十七日付伊藤博文宛井上毅書簡（同前書、四二四頁）。

(24) 十二月二十六日付伊藤博文宛徳大寺実則書簡（前掲『伊藤博文関係文書』六、昭和五十三年、二一六頁）。

(25) 十二月三十一日付山田顕義宛徳大寺実則書簡（日本大学大史編纂室編『山田伯爵家文書』一、日本大学、平成三年、一〇六一—一〇七頁）には、具体的に、「此後之選挙ハ党派代議士テナク、実業家之良民を選挙致し候様、为国家企望仕候」と徳大寺の希望ではあるが、党派代議士ではなく実業家を選出することを望んでいる。

(26) 前掲『立憲国家の確立と伊藤博文』八六頁。

(27) 十二月二十八日付品川弥二郎宛松方正義書簡（前掲『品川弥二郎関係文書』七、平成二十一年、七五頁）。

(28) 前掲徳大寺書簡を紹介した坂野氏は、「このような史料を前にしても、歴史家はなかなか天皇の政治介入を認めなければならない。天皇の名を使って徳大寺侍従長ら天皇側近の保守主義者が伊藤に圧力を加えたものと考えてしまう」（前掲「明治天皇の選挙干渉」二六頁）と述べた。その点で松方書簡は侍従を介したのではなく、松方が天皇から直接受けた指示を記している点で史料的价值は高く、「天皇の政治介入」は明らかだろう。

(29) 伊藤之雄『山県有朋——愚直な権力者の生涯』（文春新書、平成二十一年、二六一頁）。

(30) 宮内庁編『明治天皇紀』八（吉川弘文館、昭和四十八年、三頁）。なお、根拠となっている「徳大寺実則日記（写）一月七日条（早稲田大学図書館渡辺幾治郎文庫蔵）には伊藤が「衆議院議員選挙見込無之事」と返答したとある。ところが、佐々木隆氏も伊藤之雄氏もこの事実には一切触れず、十三日の政党組織を提案した件のみを取り上げている。

(31) 前掲十二月二十七日付伊藤博文宛伊東巳代治書簡（前掲『伊藤博文関係文書』二、一七五頁）。

(32) 十二月二十七日付杉孫七郎宛品川弥二郎書簡（杉孫七郎文書 国立国会図書館憲政資料室蔵）。なお、この状況で、品川が「天皇の真意を誤解」（前掲『立憲国家の確立と伊藤博文』八六頁及び伊藤之雄『伊藤博文——近代日本を創った男』講談社学術文庫、平成二十七年、三三三頁）することは考えられない。

- (33) 「土方久元日記」二月十六日条（「土方久元関係文書」C—1—10、首都大学東京図書館所蔵貴重資料）。すでに前掲『明治天皇』（三〇八頁）が当資料を用いている。
- (34) 前掲一月二十九日付品川弥二郎宛土方久元書簡、二月二十二日付品川弥二郎宛徳大寺実則書簡（前掲『品川弥二郎関係文書』五、平成十一年、二〇〇頁）。
- (35) 「西四辻侍従報告」（警視庁報①六〇—1—13、識別番号五三三二九、宮内庁宮内公文書館蔵）。
- (36) 「府下議員選挙人名」（同前）。
- (37) 松方内閣の選挙資金調達については、すでに佐々木隆氏が取り上げている（前掲『明治天皇と立憲政治』三一七—三二八頁）。ここでは同論文を参照した。
- (38) 明治二十四年十二月二十二日付伊藤博文宛杉孫七郎書簡（前掲『伊藤博文関係文書』六、六〇頁）。
- (39) 「金を以運動する」を根拠に政府の方針は買取であると解釈する見方があるが、解散決定すら行われていない段階で政府の選挙方針が決まっているとは考えづらい。金庫番として方が一解散になった場合の資金調達を請け負ったという程度ではないか。
- (40) 二月十九日条、四月二十七日条（徳大寺実則日記（写））早稲田大学図書館渡辺幾治郎文庫蔵）。
- (41) 前掲『明治天皇と立憲政治』三二八頁。
- (42) 前掲『立憲国家の確立と伊藤博文』九五頁。伊藤氏は選挙干渉が天皇の発意ではない根拠として、民党を懲らしめるといふ藩閥全体の意向を反映したことを挙げていたはずである。しかし、下付金に関する部分では干渉をめぐって藩閥内に対立が存在することになっている。これは矛盾ではないか。
- (43) 前掲『明治天皇紀』八、二五—二六頁。
- (44) 「福岡佐賀高知出張復申書」（「内大臣府文書二五・侍従各地巡視復命書四」早稲田大学文学部史学資料室蔵）。
- (45) 「衆議院議員選挙ニ係ル騒乱（佐賀、高知）一〇六一—一二二（識別番号五三五八四・五三五八五、宮内庁宮内公文

書館蔵)。残念ながら他の年の選挙関係書類が多い。

(46) 『東京朝日新聞』明治二十四年十二月二十七日付。

(47) 明治二十四年十二月二十八日付北垣国道知事発訓令(訓示) 京都府立総合資料館蔵)。

(48) 明治二十四年十二月二十九日付内訓第一四号(帝國議會・県制) 埼玉県立文書館蔵)。

(49) 「高知県選挙干渉事略」(「高知県選挙干渉資料三」)「憲政史編纂会収集文書」 国立国会図書館憲政資料室蔵)。なお、引用に際して片仮名を平仮名に改め、適宜句読点を付した。

(50) 「選挙取締ニ関スル内務大臣訓令」(「松方家文書」マイクロフィルム版近代諸家文書集成)。

(51) 前掲『藩閥政府と立憲政治』二〇二—二〇三頁。

(52) 明治二十五年二月四日付宮本專一郎佐賀警察署長通達(衆議院事務局編『選挙干渉ニ関スル参考書類』明治二十五年、一四六頁)。引用に際して片仮名を平仮名に直した。

(53) 前掲『大系日本の歴史二三・近代日本の出発』一二三頁。

(54) 明治二十五年二月一日付松方正義宛品川弥二郎書簡(前掲『松方正義関係文書』八、昭和六十二年、二九七頁)。

(55) 前掲『藩閥政府と立憲政治』二二四頁。

(56) 品川は「樺山は選挙の困難を知らぬではあるまいけれども」と選挙の困難さを実感していた(前掲『立憲国家の確立と伊藤博文』九四頁)。また、選挙対策本部に入りにしていた平山成信内閣書記官長は「所謂議員の地盤なるものが如何に鞏固にして之を壊すことが如何に至難であるかを知った」と述懐している(有松英義編『小松原英太郎君事略』木下憲、大正十三年、六六頁)。これは品川の実感とも重なるだろう。

(57) 前掲「選挙取締ニ関スル内務大臣訓令」。

(58) 「高知選挙事件大略」(原敬文書研究会編『原敬関係文書』五、日本放送出版協会、昭和六十一年、四三六—四三七頁)。この間の詳しい経緯については、前掲「明治二十五年・選挙干渉事件の一考察——高知第二区の場合」参照。

- (59) 二月五日付園田安賢警視総監発秘二号訓令（前掲「警視庁史料・国事警察編」一六二―一六三頁）。
- (60) 「内務大臣の親展書」（『東京日日新聞』明治二十四年十二月三十日付）。
- (61) 「選挙に関する政府の方針」（『東京日日新聞』明治二十五年一月十四日付）。
- (62) 牧野伸顕『回顧録』上（中公文庫、昭和五十二年、一六一頁）。牧野は松方に宛てた書簡において、「県下選挙区は、従来広く自由党所属議員の占有する所に相成、今般種々手配を尽くし、忠良の人物を選出致度希望にて、各区共に競争中々烈布」（二月二十日付松方正義宛牧野伸顕書簡、前掲『松方正義関係文書』七、昭和六十一年、四七七頁）と、忠良な人物が当選するように努力していることを伝えた。
- (63) 明治二十五年九月二十日付徳大寺実則宛園田安賢警視総監探聞報告（『警視庁報』①六〇―一四）識別番号五二三二〇、宮内庁宮内公文書館蔵。なお、引用に際して送り仮名を片仮名から平仮名に改めた。
- (64) 「覚書」（『深瀬文書』六一―二六一、八尾市立歴史民俗資料館蔵）。なお、引用に際して送り仮名を片仮名から平仮名に改めた。
- (65) 前掲『藩閥政府と立憲政治』二〇二頁。
- (66) 一月七日付松方正義宛永峰弥吉書簡（前掲『松方正義関係文書』八、六七―六八頁）。なお、佐々木隆氏は「松方正義文書」を丹念に調査されているが、これまでの研究において、七月二十九日付調所書簡、永峰書簡、船越書簡については全くふれていない。
- (67) 十二月三十日付松方正義宛船越衛書簡（前掲『松方正義関係文書』六、昭和六十年、一七五―一七六頁）。
- (68) 津村久茂『高知県史』上（高知県史編纂会、昭和二十六年、二五五頁）。
- (69) 十月十六日付松方正義宛水野寅次郎書簡（前掲『松方正義関係文書』八、一四頁）。
- (70) 一月二十八日午後十時五十発警保局長宛高知県知事電報（「高知県下へ憲兵派遣方陸軍省へ照会ノ件」、「公文雑纂」明治二十五年・七巻・内務省一、国立公文書館蔵）。

- (71) 二月六日付松方正義宛調所広文書簡（前掲『松方正義関係文書』八、四七四頁）。
- (72) 七月二十九日付松方正義宛調所広文書簡（同前書、四七三頁）。なお、この書簡は内容からみて明治二十五年のものである。
- (73) 調所の希望は第一次松方内閣から第二次伊藤博文内閣に変わっても実現せず、結局、調所は二十七年九月五日に鳥取県知事を依願免官し、十月十五日、黒田の伊藤への周旋により貴族院議員に就任した（明治二十七年十月十二日付伊藤博文宛黒田清隆書簡、前掲『伊藤博文関係文書』四、昭和五十一年、四一―頁）。
- (74) 前掲『藩閥政府と立憲政治』二〇九・二一五頁。なお、佐々木氏は、『明治人の力量』（講談社、平成十四年）においても、調所の辞意表明を開き直りととらえ、「進退を覚悟し、肚を括った者には百の説法も無益であった」（八〇―八二頁）と述べている。
- (75) 前掲『藩閥政府と立憲政治』二二四―二二五頁。
- (76) 前掲「初期議会と民党」六七頁。
- (77) 根拠としたのは、佐々木隆氏の前掲『藩閥政府と立憲政治』と「藩閥の構造と変遷——長州閥と薩摩閥」（『年報・近代日本研究』一〇、昭和六十三年十一月）である。
- (78) 第二属性に石川県と和歌山県を分類した。これは両県とも選挙前に知事が交代したため新旧知事の影響力を判断できないためである。なお、佐々木氏は石川県を十府県中に入れていますが、石川県は前知事死去を受けて後任に選ばれた武井守正知事が赴任せずに辞職したため（『石川県史』四、石川県、昭和四十九年、三九七頁）、事実上知事不在であったことから、知事の出身を考察する例としては適切ではないと考える。
- (79) 民党候補と政府系候補の分類は、表の注の通り、内務省作成の名簿に基づいている。
- (80) しかも上位十人と下位十人に限定してみると、第一属性の知事は上位十人中五人に対して下位十人中七人となり、下位の方に割合として多く含まれることがわかる。

- (81) 前掲『大系日本の歴史一三・近代日本の出発』二二二頁。
- (82) 前掲「明治天皇と立憲政治」三二五頁。この佐々木氏の見解について、安田浩氏は「明治天皇を救出しようとする弁護士の議論」と批判している（前掲『天皇の政治史』一一三頁）。
- (83) 永井和『青年君主昭和天皇と元老西園寺』（京都大学学術出版会、平成十五年、三七二―三七三・四六八・四九四―四九七頁）。安田浩『近代天皇制国家の歴史的位置―普遍性と特殊性を読みとく視座』（大月書店、平成二十三年、二〇六―二二二頁）。
- (84) 鳥海靖氏は、第二次伊藤内閣の組閣前に伊藤が天皇から干渉をしないとの約束を取り付け、自由党との接近・提携へと進んだことが「立憲主義的政治運営」を定着させた」と指摘した（前掲『日本近代史講義』一九―二〇頁）。